

令和元(2019)年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験

第二次試験選考基準

1 選考基準

二次試験科目（個人面接、模擬授業・集団面接、論文試験、実技試験）の結果をそれぞれ100点に換算し、受験区分ごとの評定比率を掛けて合計（小数点第二位四捨五入）する。この合計点を受験者の得点とする。

受験者を高得点者から順に並べ、必要数にあたる順位の者までを合格とする。

ただし、次の（1）～（3）のうちいずれか一つでも該当する場合は不合格とする。

- （1）個人面接及び模擬授業・集団面接の評定において「E」がある者、又は「D」が2つ以上ある者
- （2）論文試験の得点が20点以下の者
- （3）実技試験の評定が「E」の者

2 評定比率

受験区分	小学校	中学校・高等学校 【実技なし】	中学校・高等学校 【実技あり】	特別支援 学校	養護教諭
個人面接	40%	40%	40%	40%	40%
模擬授業・集団面接	40%	40%	30%	40%	40%
論文試験	20%	20%	20%	20%	20%
実技試験	—	—	10%	—	—

※「高校コース」は「中学校・高等学校」区分に含む

3 試験の評定

（1）個人面接

面接員の評定（A～E）の平均点を得点とする。

（2）模擬授業・集団面接

面接員の評定（A～E）の平均点（小数点第二位四捨五入）を得点とする。

【個人面接及び模擬授業・集団面接共通】

評定	A	B	C ^o	C	C ¹	D	E
点数	100	80	60	50	40	20	10

（3）論文試験

評定者の論文点（100点満点）の平均点（小数点第一位四捨五入）を得点とする。

（4）実技試験

各実技試験の総合得点（音楽：15点満点、美術：10点満点、保健体育：30点満点、英語：40点満点）をAからEの5段階で評定し、得点化する。

評定	A	B	C	D	E
点数	100	80	60	20	10

4 育児休業代替任期付教員選考基準

教員採用候補者選考試験の不合格者のうち、成績上位者かつ受験申込時に任期付教員を併願された方の中から名簿登載する。

ただし、「1 選考基準（1）～（3）」のうち、いずれか一つでも該当する場合は、名簿登載しないものとする。